

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成29年12月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン湖南 湖南市岩根 4580 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 柳井隆博 ほか3者
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 1,541 台
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場①から③までおよび⑦から⑨まで 6時30分から23時30分
駐車場④から⑥まで 24時間
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 1,070 台
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場①から③まで 6時30分から23時30分
駐車場④から⑥まで 24時間
- 4 変更年月日 平成30年7月28日
- 5 変更の理由 従業員用駐車場設置および飲食店新設のため
- 6 届出年月日 平成29年11月27日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
湖南市建設経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口 6053 番地
 - (2) 縦覧期間 平成29年12月27日から平成30年4月27日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成30年4月27日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号